

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年 1月29日
【会社名】	中部国際空港株式会社
【英訳名】	CENTRAL JAPAN INTERNATIONAL AIRPORT COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川上 博
【本店の所在の場所】	愛知県常滑市セントレア一丁目 1 番地
【電話番号】	(0569) 38 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	業務推進本部部長 (財務担当) 兼財務室長 吉田 亮二
【最寄りの連絡場所】	愛知県常滑市セントレア一丁目 1 番地
【電話番号】	(0569) 38 - 7777 (代表)
【事務連絡者氏名】	業務推進本部部長 (財務担当) 兼財務室長 吉田 亮二
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 11,500百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	中部国際空港株式会社第1回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金11,500百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金11,500百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （第267回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.15%を加えた率～同利回りに0.55%を加えた率を仮条件とし、需要状況を勘案したうえで、平成22年2月9日から平成22年2月10日までの間に決定する予定であります。）
利払日	毎年2月25日および8月25日
利息支払の方法	1 利息支払の方法および期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年8月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月25日および8月25日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記（（注）11「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成27年2月25日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法および期限 （1）本社債の元金は、平成27年2月25日にその総額を償還する。 （2）本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記（（注）11「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年2月10日（注）12
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成22年2月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律の定めるところにより、当社の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。 （本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	1 取得格付 AA - （ダブルAマイナス）（取得予定） 2 指定格付機関の名称 株式会社格付投資情報センター 3 格付の取得日 平成22年2月9日から平成22年2月10日までの間に取得する予定

（注）1 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

2 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債全額について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項または別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が本（注）3、本（注）4、本（注）5第(2)号および本（注）8の規定または条件に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済することができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、履行することができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定もしくは特別清算開始の命令を受け、または解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (7) 当社が中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条第1項による指定を取り消されたとき。
- (8) 当社が中部国際空港の設置及び管理に関する法律の定める指定会社の事業の全部もしくは重要な一部を休止もしくは廃止したとき、当社の事業経営に不可欠な財産に対し強制執行、仮差押えもしくは仮処分執行もしくは競売の申立てがあったとき、もしくは滞納処分としての差押えがあったとき、またはその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じ、かつ、社債管理者が本社債の社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適當であると認めたととき。

3 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、平常社債管理者にその事業の概況を報告し、毎事業年度の決算および剰余金の処分（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については、社債管理者にこれを通知するものとする。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合もまた同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法にもとづき有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書または訂正報告書およびその添付書類を東海財務局長に提出した場合には、社債管理者に遅滞なく通知する。ただし、社債管理者がそれらの写の提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写を提出する。

4 社債管理者に対する通知

- (1) 本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたときおよび変更が生じたときは、当社は遅滞なく社債原簿にその旨を記載し、代表者の記名捺印した書面をもって社債管理者に通知しなければならない。
- (2) 当社は、次の各場合にはあらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。
当社の事業経営に不可欠な財産を譲渡し、または貸与しようとするとき。
当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
事業の全部または重要な部分を変更し、休止もしくは廃止しようとするとき。
資本金または資本準備金もしくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
組織変更、合併または会社分割をしようとするとき。

5 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところにしたがい、その権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社ならびに当社の連結子会社および持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力するものとする。

6 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることは行わない。

7 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債の社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合（利益が相反するおそれがある場合を含む。）、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

8 公告の方法

- (1) 本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の方法ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙への掲載によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (2) 当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。なお、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の方法ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にもこれを掲載する。

9 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）1ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前3号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

10 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、株式会社三菱東京UFJ銀行においてこれを取り扱う。

11 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄の振替機関が定める業務規程その他の規則にしたがって支払われる。

12 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成22年1月29日から平成22年2月10日までを予定しておりますが、実際の利率の決定期間は、平成22年2月9日から平成22年2月10日までのいずれかの日を予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成22年2月9日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定(注)	未定(注)	未定(注)	未定(注)
計		11,500	

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものは三菱UFJ証券株式会社（東京都千代田区丸の内二丁目4番1号）および野村證券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目9番1号）に内定しておりますが、その他の引受人の氏名または名称およびその住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成22年1月29日から平成22年2月8日までの間に決定し、平成22年2月9日から平成22年2月10日までの間に買取引受契約を締結する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	未定(注)

(注) 社債管理者は、上記のとおり内定しておりますが、委託の条件については、平成22年1月29日から平成22年2月8日までの間に決定し、平成22年2月9日から平成22年2月10日までの間に社債管理委託契約を締結する予定であります。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
11,500	32	11,468

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額11,468百万円は、全額を社債償還資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

「事業等のリスク」について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、有価証券報告書提出日（平成21年6月18日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年1月29日）までの間に生じた追加又は変更すべき事項を含め、その全体を一括して記載しております。

なお、本届出書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、本有価証券届出書提出日（平成22年1月29日）現在において判断したものです。

(1) 当社規制事項

当社の設立経緯及び沿革

中部国際空港は昭和60年12月に岐阜・愛知・三重の3県と名古屋市及び地元経済界より設立された財団法人中部空港調査会において調査が開始されました。平成3年11月に第6次空港整備五箇年計画で調査実施空港となり、平成8年12月に閣議決定された第7次空港整備五箇年計画において、大都市圏における拠点空港として位置づけられることとなりました。平成10年4月には「中部国際空港の設置及び管理を効率的に行うための措置」を定めた中部国際空港の設置及び管理に関する法律が施行されました。

当社は、平成10年5月に設立され、中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定申請を行い、同年7月に運輸大臣の指定を受けました。その後、当社は平成12年8月に常滑沖の海上において護岸築造工事に着手、空港島の造成及び空港施設の建設を行い、平成17年2月に中部国際空港を開港しました。

法的規制について

当社の事業活動は、中部国際空港の設置及び管理に関する法律、航空法、空港法等、関連法令の規制を受けています。

中部国際空港の設置及び管理に関する法律においては、発行する株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集又は株式交換に際する株式若しくは新株予約権の発行（第5条第4項）、代表取締役等の選定等の決議（第13条）、毎事業年度の事業計画の策定（第14条）、募集社債を引き受ける者の募集、株式交換に際する社債の発行又は弁済期限が一年を超える資金の借入れ（第15条）、重要な財産の譲渡・担保提供（第16条）、定款の変更（第17条）等に関して、国土交通大臣の認可等が必要とされています。

航空法及び空港法においては、空港又は空港保安施設の設置（航空法第38条）及び変更（同第43条）、空港供用規定の制定又は変更（空港法第12条）に関して、国土交通大臣の認可等が必要とされ、また、着陸料などの空港使用料金を定めようとするときは、予め、国土交通大臣に届け出なければならないとされています（同第13条）。

以上の法令及び規制に基づく認可・承認等が取得できない場合には、事業運営の見直しを迫られる場合も考えられ、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の政府の空港行政等に係る政策が変更された場合にも、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 中部国際空港をとりまく事業環境の変化の影響について

中部国際空港は、成田国際空港、関西国際空港、羽田空港などと一定の競合関係にあるといえます。特に、首都圏においては、今後、成田国際空港の暫定滑走路延伸（平成21年10月より供用開始）による発着枠増加、羽田空港の再拡張（平成22年10月供用開始予定）による国際化など、空港機能の拡張が予定されています。当社は、首都圏空港との利用圏の重複は部分的であり、中部国際空港のコア需要である中部圏の旅客・貨物需要の囲い込みを行うことにより影響は限定的になり得ると想定していますが、中部圏の経済動向等、何らかの要因によって、当社の想定通りに進展しない場合、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、航空会社の経営状況や事業戦略によっては、旅客数・発着便数に相応の影響が生じ、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 国際情勢の変化、伝染病の発生等による影響について

中部国際空港は、平成18年3月から9月に渡り開催された愛知万博の効果や好調な経済状況もあり開港初年度から利用実績は好調に推移してきましたが、前連結会計年度は原油高による燃油サーチャージの急騰及び急激な世界経済の悪化によって旅客数、貨物取扱量及び航空機発着回数等の利用実績が大幅に減少しました。

当中間連結会計期間においても、国内外の景気悪化に加え、新型インフルエンザの影響を受けた結果、利用実績はさらに減少しています。

今後も、国際紛争やテロ等の社会情勢の変化、国際金融危機や原油高等による経済情勢の悪化及び新たな感染症の発生・拡大等の諸要因の発生によって利用実績が減少した場合には、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 自然災害等の発生による影響について

当空港が位置する愛知県常滑市は、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に基づき指定される「東海地震に係る地震防災対策強化地域」に含まれています。このため、当空港は震度7クラスの地震が発生しても大きな被害が生じないように設計されており、管制、旅客ターミナルビル、ライフライン及び空港連絡橋等の重要施設で機能が維持できるよう対策ができています。しかし、これを超える規模の地震が発生し、空港施設等に被害が生じた場合、事業運営に支障をきたすことや設備復旧等にかかる費用が発生する等、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当空港は海上空港であるため、想定される高潮、異常潮位、高波及び津波に対しては、対応できる高さの護岸（+5～7m）を備えており、滑走路等が冠水する可能性は低いと考えています。さらに、地盤沈下についても、当空港は水深が浅く、強固な基盤層を有した地層の上に埋め立てられており、当空港において地盤沈下に伴う問題が発生する可能性は低いと考えています。しかしながら、今後、かかる事態が生じた場合には、滑走路の閉鎖、設備復旧費用の発生等により、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 金利変動の影響について

当社は、空港整備にかかる設備投資のために多額の資金調達を行っています。

従って、今後の金利動向及び格付の変更等により調達金利が変動した場合、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 繰越欠損金について

当社は、現在、税務上の繰越欠損金を有していますが、将来的に税務上の繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税等の税金が発生し、当連結グループの当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の管理について

当連結グループは、商業事業・保険代理店業務・立体駐車場運営を行うため、個人情報を有しています。グループ全体でその管理には万全を期していますが、不測の事態によりこれが漏洩した場合、それに伴う賠償責任等の費用負担及び社会的信用の低下等から、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) (株)日本航空・(株)日本航空インターナショナル・(株)ジャルキャピタルの企業再生支援機構による支援決定及び会社更生手続き開始決定について

(株)日本航空、(株)日本航空インターナショナル及び(株)ジャルキャピタルは、平成22年1月19日、企業再生支援機構に支援の申し込み、及び東京地方裁判所に会社更生法に基づく再生手続開始の申し立てを行いました。これを受け、同日、企業再生支援機構は支援を、裁判所は更生手続の開始をそれぞれ決定しました。当連結グループにとって重要な取引先ではありますが、同更生手続きの内容において商取引債権は全額保護されることとなっており、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響はないと考えております。しかしながら、今後、再生計画の内容及びその進捗状況によっては、当連結グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月18日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年12月11日 東海財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第12期中)	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月18日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月19日

中部国際空港株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

中部国際空港株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月18日

中部国際空港株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中部国際空港株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中部国際空港株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月19日

中部国際空港株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月17日

中部国際空港株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中部国際空港株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2．中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6月18日

中部国際空港株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中部国際空港株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

中部国際空港株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 裕之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中部国際空港株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中部国際空港株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しています。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。